



個人情報や人権を守るために - 企業の立場から -

平成16年3月23日
ヤフー株式会社 法務部



2つの場面

- **自らが個人情報(プライバシー)を取扱う場合**
＜自ら収集する場合 / 第三者が収集する場合＞
 - 基本的なポリシーの必要性
 - リテラシーとモラル
 - 利用者との約束

- **個人情報開示の手段として利用される場合**
 - 表現の自由とプライバシー保護



自らが個人情報を取扱う場合

- 基本的なポリシーの必要性

- 個人情報は誰のもの？
- 不要な情報は持たない(収集しない)
 - 情報を持つばリスクも抱える＝企業
- 情報アクセスは厳格なneed to know basisで
 - 情報を持つばリスクも抱える＝従業員

基本が大切



自らが個人情報を取扱う場合

- リテラシーとモラル

- 何が起きるのかを理解する/理解して頂く
 - 取扱っている対象(個人情報、プライバシー)
 - 法律、システム

- 「悪意」をどうするのか？
 - 事前の抑制
 - 「悪意」の発見
 - 制度、仕組による担保

自らが個人情報を取扱う場合

- 利用者との約束

■ プライバシー・ポリシー

- 利用の目的
- 取扱い基準
- 開示の基準

課題：緊急避難

■ 「利用者との約束」

YAHOO! Privacy Yahoo! JAPAN - ヘルプ

Yahoo! プライバシーセンター

はじめに
プライバシーの考え方に関する詳しいページへは[こちら](#)からアクセスしてください。

関連リンク

- ・ [プライバシーセンターヘルプ](#)
- ・ [登録情報の表示・編集](#)
- ・ [利用規約](#)
- ・ [コミュニケーションサービスガイドライン](#)
- ・ [Yahoo!メール使用に関するガイドライン](#)
- ・ [オークションとガイドライン](#)

関連トピック

- ・ [クッキーについて](#)
- ・ [IPアドレスについて](#)
- ・ [すべての関連トピックをみる](#)

プライバシーの考え方
Yahoo! JAPANはプライバシー保護に最大限の注意を払っています。Yahoo! JAPANのプライバシーの考え方は、以下のとおりです。なお、Yahoo! JAPANが子どもたちから収集した個人情報の保護については、[こちら](#)を参照してください。



プライバシーの考え方が適用される範囲

- プライバシーの考え方は、ユーザーがYahoo! JAPANのサービスを利用しているときに適用されます。また、ユーザーがYahoo! JAPANのサービスを利用される際に収集された個人情報は、プライバシーの考え方によって管理されます。Yahoo! JAPANのビジネスパートナー（Yahoo! JAPAN以外のYahoo!グループを含む）がYahoo! JAPANと共有する個人情報も、プライバシーの考え方によって管理されます。
- Yahoo! JAPANのプライバシーの考え方は、Yahoo! JAPANが直接管理していない人や会社などには適用されません。また、独自のプライバシーの考え方を採用しているYahoo!ネットロードショーのサービスには適用されません。

情報の収集と利用

- Yahoo! JAPANは、ユーザーがYahoo! JAPAN IDを登録する際、Yahoo! JAPANのサービスを利用する際、Yahoo! JAPANやYahoo! JAPANの提携先のページを見る際、懸賞広告などに応募する際に個人情報をお聞かせしたり自動的に入手したりします。また、Yahoo! JAPANは提携先等から入手したユーザー情報をYahoo! JAPANが保有している情報と組み合わせて使用する場合があります。
- Yahoo! JAPANがお尋ねする個人情報は、Yahoo! JAPANのサービスをご利用いただくために必要なものに限定されています。
- ユーザーがYahoo! JAPAN ID登録する際、Yahoo! JAPANはユーザーの名前、メールアドレス、誕生日、性別、郵便番号、職業、業種、個人的な興味などをお聞かせいたします。また、ご利用いただくサービスの種類



自らが個人情報を取扱う場合

- 基本的なポリシーの普遍化
 - 個人情報保護法の枠で充分か？
 - ガイドライン・自主基準
 - 基本的なポリシーの普遍化に向けて
- 有害情報、個人情報漏洩防止のために個人情報を収集・開示することの是非・・・後述



利用者が個人情報を開示しようとする場合

- 表現の自由とプライバシー保護

■ 電子掲示板、チャット、HP、オークション、出会い系サイトなどの自由な書き込みができる空間

➤ 考慮すべき点

- 不特定多数が閲覧する空間で発生するリスク
- 侮辱、名誉毀損の該当性=批判としての表現の限界
- プライバシー/人権の保護
- プライバシー開示の正当性=公益性、真実性

- Ex. 1) 少年犯罪の加害者情報、被害者情報
2) 特定の従業員等を示してのサービス等の批判
3) 侮辱、名誉毀損等に該当しないプライバシー侵害
4) 個人情報売買



利用者が個人情報を開示しようとする場合

- 表現の自由とプライバシー保護

- プライバシー侵害者の個人情報
 - 開示手続をどうすべきか
 - プロバイダ責任制限法
 - 利用規約
 - 自主開示

- 有害情報、個人情報漏洩防止のために個人情報
を収集・開示することの是非



利用者が個人情報を開示しようとする場合

- 表現の自由とプライバシー保護

- プライバシー情報は一旦流出(開示)されると回復が困難
 - 考慮すべき点
 - 社会の「プライバシー」概念や開示の基準はどのように形成されているのか。
 - 被害防止のために取れる措置は何か
 - 事実開示の重要性



バランスとコンセンサスを得ることを目指して